

公 示

下記のとおり、原子力災害被災地域において持続可能な公共交通の仕組みを設けるための移動需要喚起に関する調査事業に係る企画競争を行います。

令和7年10月14日

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官

木村 公一

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 木村 公一

2 企画競争の内容

(1) 事業名

原子力災害被災地域において持続可能な公共交通の仕組みを設けるための移動需要喚起に関する調査事業

(2) 事業の目的

原子力災害被災地域（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）の中では、避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、避難指示解除がされたばかりで、ようやくスタートラインに立った地域もあれば、いまだに帰還困難区域を抱えている地域、復興の進捗により新たな課題等に直面している地域もある。このように原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。

このような中、帰還・移住等の促進、生活再建にも取り組んでいるが、未だ帰還困難区域を抱える6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）をはじめとして、住民基本台帳上の人口と実際の居住人口には乖離があり、実際の居住率は、双葉町（3.6%）、大熊町（10.3%）、浪江町（16.3%）、富岡町（23.8%）の4町が3割を切るなど、非常に厳しい状況となっている。

現状の移動需要が少ない状況においても、居住者向けの移動手段としての公共交通は存在しているが、それらは復興施策により運営・維持されているものが少なくない。今後、原子力災害被災地域における移動需要を喚起するために、一層の帰還・移住促進を行っていくことが重要であるものの、そのみならず、地域外需要を呼び込んでいくことも非常に重要である。具体的には、観光を始めとする関係人口・

交流人口をいかに増加させられるかが特に重要となる。

福島県が行った「福島県観光客入込状況 令和5年分」の調査によれば、相双地域の観光客入込数は、約499万人（県全体の入込数の約9%）であり、対前年比で約17%伸びているものの、平成22年と比べれば約7%減となっている。

また、同調査の中で、相双地域の観光客入込数の多い地点（施設等）上位10か所を見ると、10か所中7か所が道の駅などの商業施設であり（多くがモノ需要であり）、自然・食事、歴史・文化、温泉・健康、行祭事・イベントなどのコト需要の喚起が必ずしもできていないと思われる。

言い換えれば、原子力災害被災地域における復興という国内唯一無二の取組に関連付けたコト需要資源のポテンシャルを活かすことができていないということであり、これは大きな課題である。

福島県では、JRグループと県・市町村・地元の観光事業者が一体となって、各地域の魅力を発信する「ふくしまデスティネーションキャンペーン（ふくしまDC）」を本年はふくしまプレDCとして開催したところであり、来年はふくしまDCを実施する予定である。このようなキャンペーンの機会に合わせて、コト需要喚起をいかに行っていくか、眠れる資源と移動手段の可能性とを合わせていかにして顕在化させていくかが重要となってくる。

そこで本事業では、原子力災害被災地域での観光客等増加による移動需要の喚起を通じた、同地域の居住者にとっても（特に帰還率が低く居住人口が少ない自治体においても）利便性が高く利用可能な自治体を跨ぐ移動サービス（以下「広域移動サービス」という。）の実現を目的として、同地域に適した広域移動サービスの在り方を検討・明確化するとともに、広域移動サービスを導入した場合の経済効果を試算する。

（3）事業内容

原子力災害被災地域において持続可能な公共交通の仕組みを設けるための移動需要喚起に関する調査・検討を行う。具体的には、以下の①～④に示す業務を実施する。

① 移動需要に関する調査

現状の住民等の広域移動サービスを活用する移動需要（以下「A需要」という。）及び観光等による広域移動サービスを活用する移動需要（以下「B需要」という。）を定量的に把握するとともに、将来のA需要及びB需要を定量的に予測すること。

その際、今後、B需要増加につながる可能性の高いコト需要資源を抽出し、ポテンシャル発揮に向けた分析を行うこと。

② 利用者像（ペルソナ）及び移動コース（広域移動スポット群）の設定

B需要増加につながる広域移動サービスの利用者像（ペルソナ）を複数設定し、それらを念頭に置いた上で、上記①で抽出したコト需要資源を組み合わせた広域移動サービスの移動コース（以下「広域移動スポット群」という。）を複数設定すること。

③ 広域移動サービスの設計・実証

B 需要増加につながるよう、上記②で設定した複数の利用者像（ペルソナ）及び広域移動スポット群を踏まえつつ、広域移動サービスの具体的な設計を行い、サービス内容、コスト、収支予測等を検討すること。

また、設計したサービスを実証する観点から、複数の利用者像（ペルソナ）から成るモニターが、特定の広域移動スポット群を巡るツアーを開催し、モニターの意見を聴取すること。

なお、受注者の創意工夫によって、広域移動サービスを実証する観点からより高い効果が見込まれるような方法がある場合、それを提案すること。

④ 事業報告書の作成

①～③の業務について、事業報告書を作成すること。

（４）事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- （１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３）令和 07・08・09 年度全省庁統一競争参加資格の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。なお、資格審査の統一基準における統一付与数値合計に所与の技術力評価の数値を加算した場合に、上記の等級に相当する数値となる者等（以下、「技術力ある中小企業者等」という。）においては、当該等級に相当する技術力を有すると認められた場合、入札を認める。
- （４）復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- （６）事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

4 企画競争説明会の開催

- （１）日時：企画競争説明会への参加を希望する者は（３）の期日までに、５（１）（二）の担当者宛にメールにて参加申込を行うこと。
令和 7 年 10 月 23 日（木）14 時～
- （２）開催方法：オンライン方式
ミーティング URL 等は参加申込者に別途送付する。
- （３）参加申込〆切：令和 7 年 10 月 22 日（水）12 時

5 企画提案の手続等

- （１）企画競争応募要領の交付期間・提案書類提出方法等
 - （イ）企画競争応募要領の交付期間
令和 7 年 10 月 14 日（火）～令和 7 年 11 月 12 日（水）17 時まで

(ロ) 企画競争応募要領の交付方法

企画競争応募要領の交付を希望する場合は、(ニ)の担当者まで問い合わせること。

(ハ) 応募〆切

令和7年11月12日(水)17時まで

(ニ) 提案書類の提出先

復興庁福島復興局 松川、野口宛

電子メール：masaki.matsukawa.s5m@fukko.go.jp

yutaro.noguchi.x3b@fukko.go.jp

住所：〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル7階

TEL：024-522-8514 (代表)

(2) 企画提案書の提出方法

5 (1) (ニ) あて、提出期限までにメールにて電子媒体で提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDF形式のいずれかとする。(これによりがたい場合は、申し出ること。)

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和7年11月中までに通知する。

9 その他

詳細は、原子力災害被災地域において持続可能な公共交通の仕組みを設けるための移動需要喚起に関する調査事業に係る企画競争応募要領による。